標識設置方法・提出書類

<標識の設置方法>

旅館業の営業許可申請に先立って、旅館業に係る営業計画の周知を図るために標識を設置すること。

・標識の内容:規則第10号様式の内容で作成し、縦横それぞれ60㎝以上の大きさとする。

・設置場所 : 営業予定地の道路に接する部分(2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分)とする。

・設置高さ : 地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとする。

・設置期間 : 許可申請をしようとする日の15日以上前から営業許可日までとする。

<提出書類>

標識を設置した日から起算して5日以内に下記の書類を保健所長へ提出すること。

- ・標識設置届(規則第11号様式)
- ・案内図・・・・・・・・・・・営業予定地の場所が分かる地図
- ・標識設置位置図・・・・・・・営業予定地、標識の設置位置及び、両隣の建物を明記した図
- ・遠景の写真・・・・・・・・標識の設置位置が分かる程度の写真
- ・近景の写真・・・・・・・・標識に記載した文字が読める程度の写真